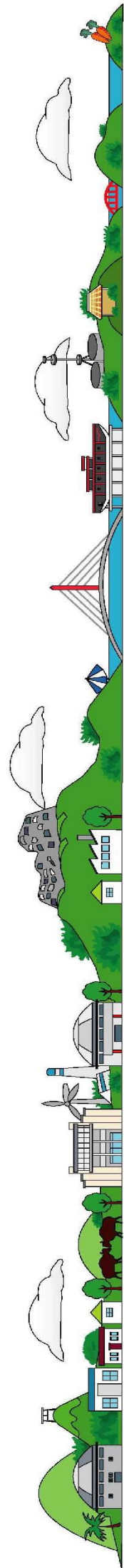


## 第8章 景観づくりの推進に向けて



# 1. 景観づくりの意識醸成・活動推進のための仕組みづくり

本計画で掲げた将来の目標を実現するため、市民、事業者、行政の景観づくりに対する意識醸成を促し、主体的な活動を推進するための仕組みづくりを進めます。

## 1) 景観に関する情報提供・意識醸成のためのきっかけづくり

市民や業者、NPO等の景観に対する更なる意識啓発を図るため、平成23年度より「うるま市景観賞」を開催し、特に優れた景観づくりに関する活動等について表彰し、広く奨励しています。また、これからの時代を担う子供たちへ景観を大事にする心を育むことを目的として、景観に関するイベントやシンポジウム等を開催していきます。



東の御嶽（第3回景観賞：勝連浜比嘉島）

## 2) 助成金等支援制度の創設

自治会・市民・NPO・事業者等による景観づくりに関する主体的な活動を支援するため、助成金等の支援制度の創設を検討します。



景観づくりに関わる活動



## 3) うるま市景観計画ガイドラインの活用

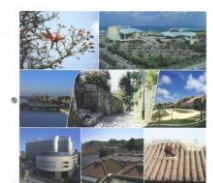
市民、事業者等が本計画に示す景観づくりの基準に基づいて建築や開発行為等を行う際に、基準の内容についての理解と良好な景観づくりへの創意工夫を積極的に促すため、基準の内容を分かりやすく解説した「うるま市景観計画ガイドライン」を活用します。



うるま市景観形成ガイドライン(平成29年6月改定版)

## 4) 公共施設マニュアルの作成

都市の骨格となる公共施設は、本市の景観づくりを先導する役割を果たすことが期待されます。そのため、公共施設についても、本計画の方針・基準に準じて建築・開発行為等を行ってもらえるよう、公共施設のためのデザイン指針や、設計から工事・管理までの各段階において景観への影響を評価する「景観アセスメント」の概念を盛り込んだ「公共施設マニュアル」を作成し、公共施設の誘導を行います。



沖縄県公共建築物景観形成マニュアル

平成11年3月

沖縄県土木建築部

公共施設マニュアルの事例(沖縄県公共建築物景観形成マニュアル/沖縄県)

## 2. 地域特性に合った景観づくりの誘導方策

地域ごとに景観特性が大きく異なる本市にとっては、地区レベルでのきめ細かな取り組みが重要となります。そこで、地区が抱える景観の特性や課題にあわせた景観づくりを促進するための仕組みづくりを進めます。

### 1) 「景観づくり地区※」制度の創設

地区レベルの景観づくりを促進するため、住民主体のゆるやかなルールづくりを支援する「景観づくり地区」制度を創設します。この制度は、住民等が中心となって組織する「地区景観づくり組織※」が作成する「地区景観づくりルール※」の検討・立案・運用に対して市が支援するものです。また、当該地区内で行われる建築・開発行為等について地区景観づくりルールで届出対象として定めた場合、うるま市景観条例に基づき、事業者と地区景観づくり組織による事前協議ができるようになります。

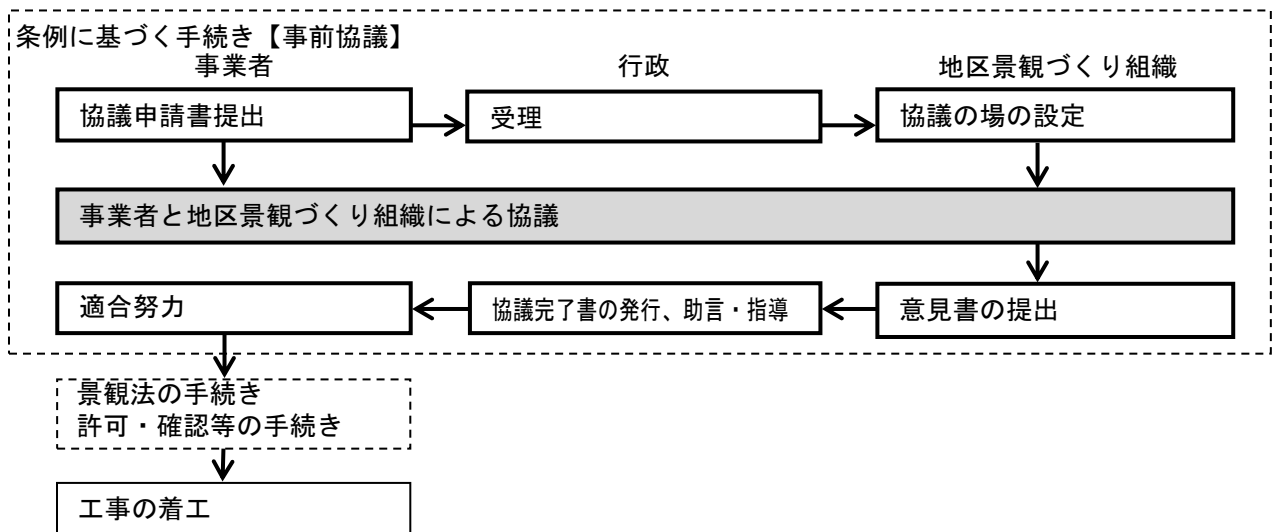
※うるま市景観条例に基づくうるま市独自の制度です。地区景観づくり組織の立ち上げや地区景観づくりルールの策定にあたっては、市長の認定が必要です。

#### 【地区景観づくりルールのイメージ】



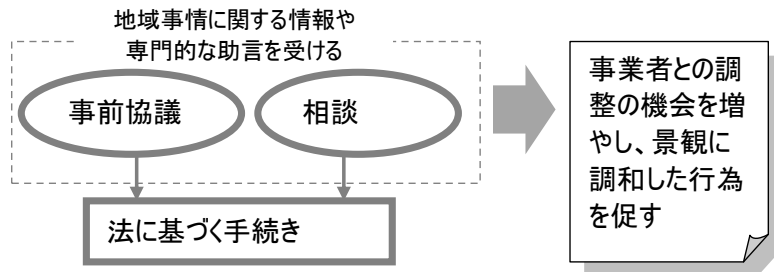
住民等が主体で作成した地区レベルのルールの事例(安慶名まちづくり規範商業施設ガイドライン/安慶名まちづくり規範運営委員会)

#### 【地区景観づくりルールに基づく事前協議の手続きのイメージ】



## 2) 事前協議・相談制度の検討

地域の景観と調和した建築・開発行為等を促すため、届出対象行為について事業者と事前に協議できる制度や、事業者が行為を行うにあたり専門家等に相談できる制度（景観アドバイザー制度）の創設を検討します。



## 3) 既存建築物や小規模な建築・開発行為等を誘導する仕組みづくり

本計画に基づく届出対象行為の対象にならない既存の建築物等や小規模な建築・開発行為等についても、よりよい景観づくりを進める上での重要な要素となるため、本計画に基づき景観を誘導できる仕組みについて検討します。

届出対象行為とならない場合でも、著しく景観を阻害すると思われるものについては、自主的に改善をお願いします。

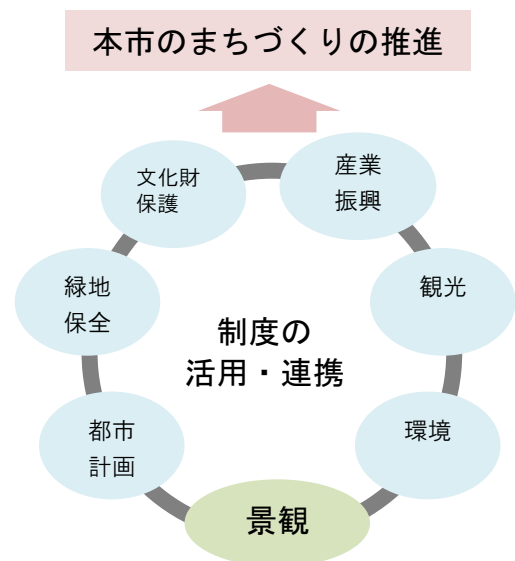


## 4) 関連制度の活用・連携

地区の景観特性に合わせ、景観地区や地区計画などの関連制度を活用し、景観づくりの実効性を高めます。また、景観づくりは、本市のまちづくりの一端を担うことから、関連分野との連携のもと、本市のまちづくりの推進のために景観関連制度を活用します。

### 【制度例】

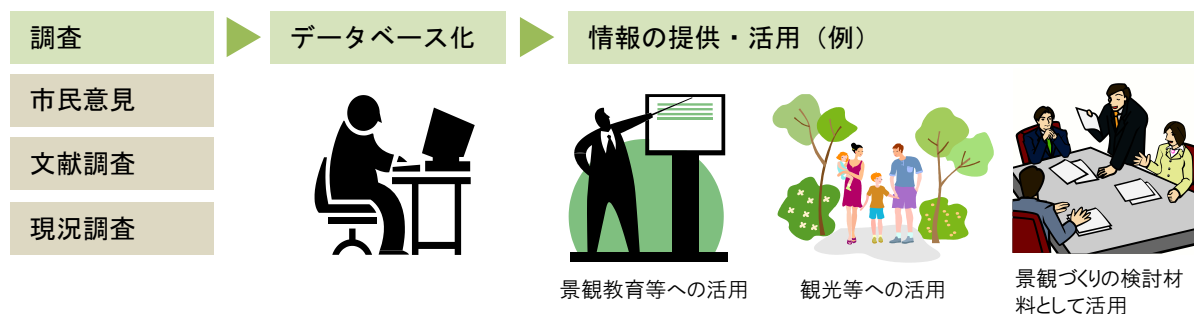
- 建築・開発行為の規制・誘導に関わる制度：景観地区、地区計画、特別用途制限地区 等
- 緑の保全・創出に関わる制度：風致地区、緑化地域、特別緑地保全地区 等
- 歴史・文化の維持・保全に関わる制度：文化財保護法、歴史まちづくり法に基づく制度 等



## 5) 資源のデータベースの作成・活用

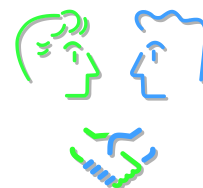
地域の特性に合った景観づくりを誘導していくためには、地域固有の景観資源を認識し、活用することが重要です。そのため、歴史的建造物・樹木・文化財・遺跡等をはじめとする各地域に存在する景観資源について、データベースを作成し、その情報の提供・共有・活用に努めます。

### 【資源データベースの調査・活用のイメージ】



## 6) 関係機関への協力要請

国、県等が実施する公共事業、及び電力会社等が実施する公益事業等については、市と共通の理念と目標を持って景観づくりを進めるよう、関係機関に対して協力を要請していきます。



# 3. 景観計画の実現に向けた行動計画（案）の作成

本計画に定めた内容を計画的に実現するため、市が、短期～中期にわたる行動計画を定めます。

### 【景観計画策定後に取り組む主な事柄】

- 勝連城跡及び海中道路周辺地区の検討（主に勝連城跡の周辺にあたる南風原区）
- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定に向けた調査・検討
- 景観に関する情報提供・意識醸成のためのきっかけづくり（表彰制度・シンポジウムなど）
- 事前協議・相談制度の創設

景観計画に示した取り組みを計画的に実現するためのプログラムを作成します



### 【行動計画のイメージ】

取り組み項目	短期	中期	長期
○○地区ルール of 検討	→		
△△支援制度 of 検討		→	
□□・・・	→		→
□□・・・	→		→

## 4. 推進体制づくり

本市の景観づくりを進めるために、景観づくりに関わる市民、事業者、行政それぞれの役割と、景観づくりの実現を推進する体制を示します。

### 1) 主体ごとの役割

#### ■市民

- ・自らが景観づくりの主たる担い手であることを認識し、主体的に景観づくりに努める。
- ・本市の景観づくりの目的を達成するため、事業者や行政との協働による景観づくりに努める。



#### ■事業者

- ・自らの行為が景観づくりに影響を与えるものであることを認識し、事業活動の実施に当たっては、積極的に景観づくりに努める。
- ・本市の景観づくりの目的を達成するため、市民及び市との協働による景観づくりに努める。



#### ■行政

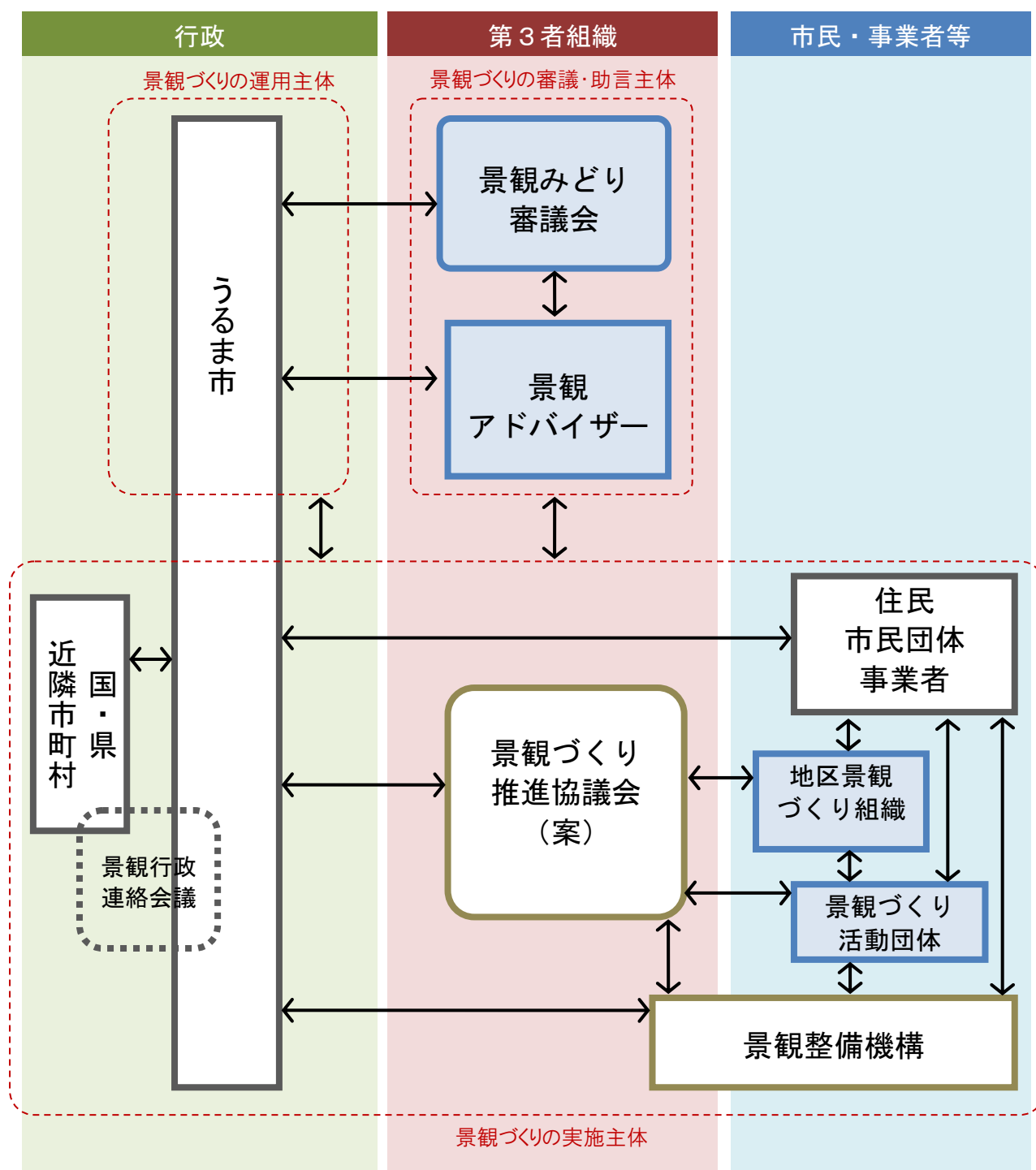
- ・本市の景観行政を担うものとして、関係する行政分野や関係機関との連携及び調整を図り、それぞれの施策を景観づくりの視点から策定し、及び計画的に実施するよう努める。
- ・本計画に基づいて景観づくりを実行する際には、市民及び事業者の意見、要望等を十分に反映させ、市民及び事業者との協働による景観づくりに努める。
- ・市民及び事業者の主体的な活動を促進するため、景観づくりに関する情報提供等による意識醸成や、活動に必要な支援に努める。



## 2) 推進体制

本計画に掲げた景観づくりの目標を実現するためには、市民、事業者、行政の協働による取り組みが必要です。ここでは、景観づくりに必要な組織を位置付けるとともに、前ページで示した市民、事業者、行政の役割を踏まえつつ、景観づくりを進める上での体制を明らかにします。

### (1) 体制図



(体制図内の主体に関する色分けの意味)

グレーの枠：景観づくりの主な主体、黄土色の枠：景観法に基づく組織、青枠：条例に基づく組織

## (2) 本計画に基づく組織等の位置づけ

### ① 景観みどり審議会

本計画の推進に必要な事項を審議するため、「景観みどり審議会」を設置します。景観審みどり議会は、市長の諮問に応じて、景観づくりに関する事項を調査審議の上、その意見を答申します。

- (1) 景観計画の策定・変更
- (2) 既存建物等への助言、指導、勧告
- (3) 建築物の高さ制限の緩和の判断
- (4) 届出行為に対する勧告、変更命令
- (5) 景観重要建造物等の指定
- (6) 地区景観づくり組織の認定又は認定の取消し
- (7) 地区景観づくりルール認定又は認定の取消し
- (8) 景観づくり活動団体の認定又は認定の取消し

### ② 景観アドバイザー

事業者が、建築・開発行為を行う際、市民等が市内で景観づくりに関する活動に取り組む際に、専門的なアドバイスや地域情報に関するアドバイスを得るため、「景観アドバイザー」を創設します。景観アドバイザーは、建築行為等に関する技術的指導及び助言や、景観づくり活動に関する技術的指導及び助言を行います。

### ③ 景観づくり活動団体

良好な景観づくりの主体として取り組む団体を市長が認定する「景観づくり活動団体」の制度を創設します。

### ④ 地区景観づくり組織

身近な地区単位の良い景観づくりの主体として取り組む団体を市長が認定する「地区景観づくり組織」の制度を創設します。